

國學院大學學術情報リポジトリ

禅林寺宗叡の密教修学

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-30 キーワード (Ja): 入唐八家, 真紹, 清和太上天皇, 円覚寺, 後入唐僧正 キーワード (En): 作成者: 佐藤, 長門 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000335

禅林寺宗叡の密教修学

佐藤長門

論文要旨

禅林寺宗叡は入唐八家にっしやほっかのひとり、平安時代前期（九世紀）に渡海して密教を学んだ真言僧である。その伝記は『日本三代実録』元慶八年（八八四）三月二十六日丁亥条と、それにもとづく『入唐五家伝』所収「禅林寺僧正伝」などがある。宗叡は一四歳で出家をし、比叡山で具足戒を受けたが、いったん山を下りて法相宗を学んだのち、園城寺で円珍から両部大法を受けた。白山での山林修行から帰京した宗叡は比叡山には戻らず、東寺に移住して真紹しんじょうに師事し、皇太子惟仁親王に近侍する。このように宗叡の密教修学は紆余曲折を経ているが、それは彼の

修学時期が日本密教の草創期に当たっていたことが影響していた。また宗叡の称号には禅林寺僧正・円覚寺僧正・後入唐僧ごにっしやほっか正しんじょうなどがあり、禅林寺は宗叡が真紹から譲られた寺院で、円覚寺は宗叡が近侍した清和太上天皇の終焉の地に当たる。また後入唐は空海あるいは円珍の次に入唐した僧侶という意味でつけられた。

【キーワード】入唐八家にっしやほっか 真紹しんじょう 清和太上天皇せいわたいてんおう 円覚寺えんかくじ 後入唐僧正ごにっしやほっか

はじめに

1
宗叡は、平安時代前期（九世紀）に活躍した真言宗の僧侶で、いわゆる入唐八家にっしやほっかのひとりに数えられる人物である。彼は真如親王しんじょうの2
入唐に随行して海を渡り、帰国後は東寺長者や禅林寺座主などを歴任している。このように宗叡は、空海亡きあとの真言教団のなかで

比較的重要な地位・役割を果たした人物であるが、当初から一貫して真言宗を学んでいたわけではなく、さまざまな「回り道」を経て真言密教にたどり着いており、宗派性が強まる後世の認識からすれば特異な経歴を有する僧侶とみなすこともできる。

ただし、宗叡が生きていたのは、ようやく本格的な密教が日本に導入された時期にあたり、天台宗や真言宗が独立した教団として国家から認められた時期を、独自の年分度者が認められた時点ととらえてよければ、天台宗は延暦二十五年（八〇六）正月のことで、真言宗にいたっては承和二年（八三五）正月まで待たなければならなかった⁴。よって、宗叡の時代の修学と各宗派あるいは各教団の独立性が強まった時期のそれとを単純に比較することはできず、宗叡が歩んできた行程は、その当時の僧侶（とくに密教を学ぼうとしていた僧侶）にとっては必ずしも奇異なことではなかった可能性すらある。

本稿では宗叡の修学を通して、九世紀初頭の僧侶たちがどのように密教を学んでいたのかを検討し、伝来当初の初期密教の修学状況の一端を明らかにしていきたい。なお紙幅の関係から、本稿では主として入唐以前の宗叡の動向について論じ、入唐およびそれ以後の宗叡の歩みについては別稿に譲ることにする。

一．宗叡に関する基本史料

宗叡については幸いに、『日本三代実録』に詳細な伝記⁵が残されており、また『入唐五家伝』にも「禅林寺僧正伝」と題する史料が存在する。これらのうち、少々長くなるが、以下の考察にもかかわるので、『日本三代実録』の伝記（以下では「宗叡伝」と表記する）の全文を、煩をいとわず引用する。

【史料1】『日本三代実録』元慶八年（八八四）三月二十六日丁亥条

霜殞⁶る。」僧正法印大和尚位宗叡卒す。宗叡は、俗姓池上氏、左京の人なり。幼くして遊学し、音律を受習す。年甫⁷めて十四にして、出家入道す。内供奉十禅師⁸載鎮に從ひて、経論を承受す。叡山に登り棲⁹みて、復還¹⁰る情なし。天長八年、具足戒を受け、広岡寺の義演法師に就きて、法相の宗義を稟¹¹け学び、数年にして復叡山に帰り、心を廻らし大に向かひ、菩薩戒を受け、天台宗の大義を諳¹²

究す。円珍和尚に随ひ、園城寺に於いて、西部の大法を受く。時に叡山の主神、口を人に仮り、告げて曰はく、「汝の苦行、吾擁護せむ。遠行せば則ち双鳥相随ひ、暗夜には則ち行火相照らさむ。此れを以て徴驗となすべし」と。厥の後、宗叡越前国白山に到る。双鳥飛び随ひて、先後に在り、夜中には火ありて、自然に道を照らす。見る者これを奇とす。久しくして東寺に移住し、少僧都実恵に就きて、金剛界大法を受学し、少僧都真紹に詣りて、阿闍梨位の灌頂を受け、内蔵寮より料物を給はる。清和太上天皇儲式たるの初め、選ばれて東宮に入り侍る。貞観四年、高丘親王、西唐に入る。宗叡、請ひ従ひて海を渡る。初め汴州の阿闍梨玄慶に遇ひ、灌頂を受けて、金剛界法を習ふ。五臺山に登攀して、聖跡を巡礼す。即ち西臺の維摩詰の石の上に、五色の雲を見、東臺の那羅延の窟の側に、聖灯及び吉祥鳥を見、聖鐘を聞く。尋いで天台山に至り、次いで大華嚴寺に於いて、千僧に供養す。即ち是れ本朝の御願なり。青龍寺に至り、阿闍梨法全に随ひて、重ねて灌頂を受け、胎蔵界法を学び、その殊旨を尽くす。阿闍梨、金剛杵并せて儀軌・法門等を以て宗叡に付属し、用て印信に充つ。更に慈恩寺の造玄・興善寺の智慧輪等の阿闍梨を尋ね、秘奥を承受し、幽蹟を詢求し、廻りて洛陽に至り、便ち聖善寺の善無畏三蔵の旧院に入る。その門徒、三蔵所持の金剛杵并せて経論・梵夾・諸尊・儀軌等を以てこれに授く。八年、明州望海鎮に到る。適李延孝の遙かに扶桑を指して一葉を泛べむとするに遇ふ。宗叡同舟して、順風に纜を解き、三日夜の間に本朝に帰着す。主上大いに悦び、遇するに殊礼を以てす。当時の法侶、皆和尚の金剛界法・胎蔵界法・密教を伝へむことを望む。和尚、東寺に於いてこれを教授す。学徒数あり、懐を傾けて説く。十一年春、権律師となり、十六年冬、権少僧都に転じ、天皇に金剛界大毘盧遮那三摩地法・観自在菩薩秘密真言法を授け奉る。また国家の奉為に、胎蔵・金剛两部の大曼荼羅を造り、宮中修法院持念堂に安置す。十九年、天皇、清和院に遷御し、位を皇太子に譲り、仏道に帰念して、深く苦空を悟る。宗叡、太上天皇に勧め奉りて、華嚴・涅槃等の大乘経を聴学せしむ。元慶三年夏四月、太上天皇、円覚寺に遷御して、別落入道し、灌頂の法壇を設けて、仏性三摩耶秘密乘戒を受け、衣服・臥具・珍宝・車乘を以て、宗叡に嚙施す。是に於いて、東寺・東大・延暦等の諸寺に分捨して、一物も己に入れず。是の年の冬、僧正の位に至る。太上天皇、山城・大和・摂津等の国の名山・仏寺を巡覧す。宗叡従ひ奉りて引導し、丹波国水尾山に到り、以て終焉の地となす。和尚は性沈重にして、言談を好まず。齋食に当たりては、口に濃淡を言はず、いまだ嘗て寝に衣裳を脱がず、念珠手を離れず。年七十六にして、禅林寺に終はる。

さて右の「宗叡伝」と、もうひとつの伝記である『入唐五家伝』所収「禪林寺僧正伝」(以下では「五家伝」と表記する)の関係については、川尻秋生が「両者は若干の字句を除けばほぼ同文である」が、「五家伝」冒頭に記す宗叡の卒年月日が「元慶八年二月二十六日丁亥」とあるのに対して、「宗叡伝」が「三月」に作っているのは「まったく一致する」とし、とくに「殞霜」が共通する点に留意して、「殞霜」とは霜が降りたことであるが、宗叡の死とはまったく無関係であるにもかかわらず、それが「五家伝」冒頭に記されているのは『入唐五家伝』編者が『日本三代実録』から「宗叡伝」を引用する際に、不注意にも「殞霜」まで書き写してしまっただからとして、「五家伝」は「宗叡伝」に依拠しているのは明確であるとしている⁷。おおむね首肯すべき分析であるが、より厳密に言えば、右に引用した「両者は若干の字句を除けばほぼ同文である」と「まったく一致する」はそもそも相矛盾した表現であり、両者を厳密に比較してみると、川尻が指摘した宗叡の卒月以外にも、以下のようなちがいがみられる。

- ① 「五家伝」1行目に「禪林寺僧正伝 宗叡 勸修寺長者補任云、真紹之甥云々」と記す。
- ② 「宗叡伝」に「従内供奉十禅師」とあるが、「奉」は『扶桑略記』等で補ったもので、「五家伝」では「従内供奉十禅師」に作る。
- ③ 「宗叡伝」に「無復還情」とあるが、「五家伝」では「无復還情」に作る。
- ④ 「宗叡伝」に「数年後、帰叡山」とあるが、「五家伝」では「数年後、帰叡山」に作る。
- ⑤ 「宗叡伝」に「譜、究天台宗大義」とあるが、「五家伝」では「譜、究天台宗大義」に作る。
- ⑥ 「宗叡伝」に「随円珍和尚、於園城寺、受西部大法」とあるが、この一文は『扶桑略記』等で補ったもので、「五家伝」にはない。
- ⑦ 「宗叡伝」に「行火」とあるが、「五家伝」では「斤火」に作る。
- ⑧ 「宗叡伝」に「少僧都実惠」とあるが、「五家伝」では「小僧都実惠」に作る。
- ⑨ 「宗叡伝」に「清和太上天皇為、儲式之初」とあるが、「五家伝」では「清和太上天皇儲式之初」に作る。
- ⑩ 「宗叡伝」に「維摩詰石」とあるが、「五家伝」では「維摩談石」に作る。
- ⑪ 「宗叡伝」に「大華嚴寺」とあるが、「五家伝」では「大花嚴寺」に作る。
- ⑫ 「宗叡伝」に「灌頂」とあるが、「五家伝」では「灌頂」に作る。

- ⑬ 「宗叡伝」に「胎蔵界法」とあるが、「五家伝」では「胎蔵并法」に作る。
- ⑭ 「宗叡伝」に「付属、宗叡」とあるが、「五家伝」では「付宗叡」に作る。
- ⑮ 「宗叡伝」に「智慧輪」とあるが、「五家伝」では「智恵輪」に作る。
- ⑯ 「宗叡伝」に「承受秘奥、詢求幽蹟」とあるが、「五家伝」では「承秘奥、詢求幽蹟」に作る。
- ⑰ 「宗叡伝」に「善無畏三蔵」とあるが、「五家伝」では「善无畏三蔵」に作る。
- ⑱ 「宗叡伝」に「李延孝」とあるが、「五家伝」では「弟子延孝」に作る。
- ⑲ 「宗叡伝」に「宗叡同舟、順風解纜」とあるが、「五家伝」では「宗叡同舟、風解纜」に作る。
- ⑳ 「宗叡伝」に「当時法侶」とあるが、「五家伝」では「当時法俗」に作る。
- ㉑ 「宗叡伝」に「胎蔵界法」とあるが、「界法」は『扶桑略記』等で補ったもので、「五家伝」にはない。
- ㉒ 「宗叡伝」に「於東寺教授之」とあるが、「五家伝」では「於東寺授之」に作る。
- ㉓ 「宗叡伝」に「学徒有数」とあるが、「五家伝」では「学後数」に作る。
- ㉔ 「五家伝」は「十一年春」に「正月廿七日」と傍書するが、「宗叡伝」にはない。
- ㉕ 「五家伝」は「十六年冬」に「十二月廿九日」と傍書するが、「宗叡伝」にはない。
- ㉖ 「宗叡伝」に「観自在菩薩」とあるが、「五家伝」では「観自在并」に作る。
- ㉗ 「宗叡伝」に「安置宮中修法院持念堂」とあるが、「五家伝」では「安置宮中修法院持念矣」に作る。
- ㉘ 「宗叡伝」に「讓位於皇太子」とあるが、「五家伝」では「禪位於皇太子」に作る。
- ㉙ 「宗叡伝」に「奉勅太上天皇」とあるが、「五家伝」では「奉勅太上天皇」に作る。
- ㉚ 「宗叡伝」に「剔落入道」とあるが、「五家伝」では「則落飾入道」に作る。
- ㉛ 「宗叡伝」に「受仏性三摩耶秘密乘戒」とあるが、「五家伝」では「受仏性三摩地耶密乘戒」に作る。
- ㉜ 「宗叡伝」に「一物不入己焉」とあるが、「五家伝」では「一物不入己焉」に作る。

③③ 「五家伝」は「是年冬」に「十月廿三日」と傍書するが、「宗叡伝」にはない。

③④ 「宗叡伝」に「太上天皇巡覽」とあるが、「五家伝」では「太上天皇見巡覽」に作る。

③⑤ 「宗叡伝」に「宗叡奉從、引導」とあるが、「五家伝」では「宗叡奉旋、引導」に作る。

③⑥ 「宗叡伝」に「到丹、波国水尾山」とあるが、「五家伝」では「到舟、波国水尾山」に作る。

③⑦ 「宗叡伝」に「当於齋食、口不言濃、淡」とあるが、「五家伝」では「当於齋、口不言濃、淡」に作る。

③⑧ 「宗叡伝」に「終於禪林寺」とあるが、「五家伝」では「終於禪林寺云々」に作る。

これらのうち、②の「奉」字の有無、⑧の「少」と「小」、⑨の「為」字の有無、⑭の「属」字の有無、⑲の「舟」と「丹」、⑳の「己」と「巳」、㉑の「丹」と「舟」などは、書写の過程で生じた誤写や脱字と解されるが、③⑰の「無」と「无」、④の「復」と「後」、⑩の「詰」と「談」、⑪の「華」と「花」、⑮の「慧」と「恵」、⑱の「季」と「弟子」、⑳の「侶」と「俗」、㉒の「菩薩」と「并」、㉓の「堂」と「矣」、㉔の「讓」と「禪」、㉕の「勸」と「勅」、㉖の「剔落」と「則落飾」、㉗の「三摩耶秘密」と「三摩地、耶密」、㉘の「從」と「旋」などは、文章の意味などを考えてあえて異なる字を選択したようにも思える。また⑥㉑は他書から補った「宗叡伝」のみにみえる文章であるのに対し、①②④⑤③③は「五家伝」のみにみられる文章や傍書で、「宗叡伝」をもとにして「五家伝」が作られたという大枠は変わらないものの、「五家伝」がただ単に「宗叡伝」を書き写したものととらえることはできない事象も存在する。そればかりか、⑩は文殊菩薩と維摩居士が問答をした五臺山の聖跡のことなので、「五家伝」の「談石」のほうがよりふさわしいように思われるし、⑫も「五家伝」の「灌頂」が正しく、これらは書写の過程で『日本三代実録』の方が字を誤って写したと考えるべき箇所である。これらの点からすると、「宗叡伝」の史料価値は相対的に高く、それを書き写したにすぎない「五家伝」のそれは低いと単純に判断してはいけないことになる。

二、入唐以前の修学

宗叡は【史料1】に元慶八年（八八四）に七六歳で没したことから、大同四年（八〇九）に平安京左京で生まれたことになる。俗姓は池上氏で、上記①のように「五家伝」は「勸修寺長者補任」を引いて「真紹の甥と云々」と記し、『本朝高僧伝』所収「城州円覚寺沙門宗睿伝」¹⁰も「真紹僧都の族甥なり」として、同じ池上氏出身の真紹の甥としている。しかし真紹の俗姓については、『弘法大師弟子伝』巻下所収「洛東禅林寺開山真紹僧都伝」¹¹に「少僧都真紹、いまだ何の所の人かを詳らかにせず」とあり、『弘法大師弟子譜』巻三所収「洛東禅林寺開基真紹僧都伝」¹²にも「僧都、諱は真紹。姓氏を審らかにせず」としているように、同族と断定するのは避けるべきである。

学問や出家を志した古代の若者が、自身の宿望を実現させようとする際には、京内や近隣に居住する親族をたよるケースが多かったのではないかと思われる。たとえば一五歳で讃岐から上京した空海は「舅従五位下阿刀宿祢大足に就きて、文書を読み習ふ」¹³とあり、同じく讃岐から出てきた円珍も「十五にて叔父僧仁徳に随ひ、初めて叡山に登る」¹⁴とみえるように、親族のもとに身を寄せ、彼らのツテを利用して目的を果たそうとしていた。宗叡は空海や円珍とは異なり、平安京に生まれた人物ではあったが、修学の方法に大きなちがいがあったわけではなからう。しかし宗叡はなぜか叔父とされる真紹を頼ることはなく、後述するように載鎮や義演という血縁関係のない僧侶のもとで修行しており、しかも叔父真紹の真言宗とはライヴァル関係にあった天台宗の比叡山に登って菩薩戒を受けたとされている。それぞれどこか前述のように、江戸時代の史料にはなるものの、真紹の出自については「未詳」や「不審」とするものがある。これらのことからすると、あるいはのちに真紹が禅林寺を宗叡に譲ったことなどから、両者の血縁関係が創り出された可能性が考えられるのではなからうか。

【史料1】によると、宗叡は若くして音律（漢語の音読）を学び、一四歳（弘仁十四年、八二三）で出家をする。そして内供奉十禅師の載鎮に従って経論を承授し、比叡山に登って天長八年（八三一）に具足戒を受けたが、いったん山を下りて広岡寺¹⁵の義演法師に就き、法相の宗義を稟学したのち、数年後に比叡山に戻って菩薩戒を受けたとある。【史料1】に「円珍和尚に随ひ、園城寺に於いて、

両部の大法を受く」とあり、また『天台宗延暦寺座主円珍伝』にも「貞観五年、近江国滋賀郡園城寺に於いて、両部の大法を以て宗叡阿闍梨に授く」とあるように、帰山後の宗叡は園城寺で円珍から「両部の大法」を受けている。

【史料2】「灌頂儀軌批記」奥書裏書¹⁶（抄出）

貞元^觀五年、宗叡三井に來たり、胎蔵・悉地の両部法を学び了はんぬ。略伝法^{ほぼ}を授け訖はんぬ。その後、叡、禪林寺紹僧都の処に至り、本意ある故に、更に此の金剛界を受くるなり。その因縁は、紹和上は此れ実慧僧都の弟子なり。宗、慧大徳の処に於いて、初め一字法を受け、後に金剛界を受く。叡云はく、「本師を思ふ志ある故に受法の志を表す」と。その事後、東七条故左少弁藤原有蔭朝臣の宅に珍召さる。東寺叡師在り。案内を問ふに、答へて曰はく、「紹僧都の処に於いて、伝法印を受く」てへり。是れ三井に於いて、胎蔵大日尊印を受く。「更に他事なし」と。また叡、此の戒儀を写して手に入れたはんぬ。諸の瑜伽及び大法等、多く抄取し了はんぬ。而るに唐に入りて、円載師と相話せし後、叡が意改変す。即ち円載^{円カ}対する所の式の歟人法を学び取り、国に帰りて再三これを封じ、余を呪咀す。「此れ夢中に示す所なり。」而れども或いは驗なしと^い善^いひ、再三^と妬^と怒^とし、再三^と越^と躍^とすと云々。此れ善神の示す所なり。後の人これを知れ。珍記す。

【史料3】「唐房行履録」卷上¹⁷（抄出）

（貞観）四年壬午。師四十九歳。正月二十日。「所謂密日なり。」園城寺に於いて、伝法阿闍梨位灌頂を宗睿らに授く。

宗叡が円珍から受法したことは円珍自筆の【史料2】にもみえており、貞元（貞観の誤り）五年に三井（園城寺）を訪ねた宗叡が円珍から胎蔵界・蘇悉地の両部法を学んだとある¹⁸。しかし、すでに高見寛恭が指摘しているように、宗叡が入唐したのは貞観四年（八六二）七月のこと¹⁹で、貞観五年はまだ在唐中であるからその年の受法は誤伝であり、かかる誤謬は円珍自身の記憶ちがいから生じたものだろう²⁰。高見は次いで【史料3】を引用して、受法の時期を貞観四年正月二十日とする説があることを紹介し、【史料2】やその影響を受けた『天台宗延暦寺座主円珍伝』が記す貞観五年は四年の誤りではないかとしている²¹。また佐伯有清も、【史料2】の「貞元五年」とある年次には疑問があり、『寺門伝記補録』第一〇所収「智証大師略譜²²」には「（貞観）四年壬午正月二十日、園城寺に於いて両部の大法灌頂を宗叡法師に授く」、「同右書」第一〇所収「灌頂脈譜²³」には「円覚寺宗叡僧正、貞観四年正月二十日己丑日曜三井寺

云々。当寺灌頂壇を建つ。宗叡を以て始めとなす、「智証大師年譜」²⁴にも「四年壬午、師四十九歳、正月二十日〔所謂密日なり。〕園城寺に於いて、伝法阿闍梨位灌頂を宗叡らに授く」とあつて、いずれも受法時期を貞観四年正月二十日としているとし、宗叡が随従した真如親王は貞観三年六月十九日に池辺院を発ち、八月九日に大宰府鴻臚館に入っているもので、はじめから宗叡が真如と同行していれば貞観四年正月二十日という年次も疑わしくなるが、同年七月中旬の出帆までに合流したとみなせば、正月二十日の受法も不可能ではないととらえている。²⁵

前述したように、「史料1」の⑥は新訂増補国史大系『日本三代実録』が底本とした宮内庁図書寮所蔵谷森健男旧蔵本にはなく、その頭注に「撰林本淀本一本及略記補」とあるように、神宮文庫所蔵旧林崎文庫本・國學院大學所蔵淀藩旧蔵本・旧輯国史大系所引安田一菴本および『扶桑略記』で補った箇所であり、また増補六国史『日本三代実録』が底本とした松下見林校訂寛文十三年版本にもみえず、頭注に「尾本淀本及略記に拠つ補ふ」とあるように、尾張徳川家所蔵本・淀藩稲葉家旧蔵本および『扶桑略記』で補ったものである。このことから吉田一彦は、円珍の入唐は仁寿三年（八五三）から天安二年（八五八）のことで、彼による園城寺の復興は貞観年間以降のことだが、実恵はすでに承和十四年（八四七）に死去しているとして、この卒伝は時系列にそつて記述するのを原則にしていると読解されるので、この一文（⑥のこと）がここに入ることに疑問があり、天台宗系統の話を真言宗系統の話の前にもまとめて記した可能性はあるので慎重な考証が必要になるが、『扶桑略記』には『日本三代実録』を増補する記述を含んでおり、その増補部分が『日本三代実録』の写本に竄入した可能性が高いと推定している。そのうえで、宗叡が円珍から受法したとする記載は何らかの歴史的事実を伝えている可能性が高いとし、その時期を貞観三〜四年ごろのことと推測している。²⁶

ともあれ、宗叡が実恵から一字法や金剛界を受けたのは、吉田がいうように実恵の没年から承和十四年以前ということになるので、宗叡が円珍から受法した時期を貞観四年ごろとすると、彼と実恵との関係は叡山帰山の前にさかのぼる可能性が出てくる。それを否定する史料はみあたらず、宗叡が法相宗など幅広く仏教を学んでいた時期に真言密教と出会い、実恵から金剛界まで授かっていたとするなら、その後には比叡山に帰り、円珍から胎藏界と蘇悉地を受法したのち、さらに真言宗に移るといふ修学の変遷は非常にせわしく、節操がないようにも思われる。しかし【史料2】の記載に従うかぎり、「貞元五年」に円珍から「胎藏・悉地の両部法を学」んだ宗叡は、

「その後」に真紹の処で「更に此の金剛界を受」けたが、その理由は「紹和上は此れ実慧僧都の弟子」だったからで、宗叡がそれ以前に「慧大徳の処に於いて、初め一字法を受け、後に金剛界を受」けていなければ、そもそも宗叡と真紹の師資関係は形成されなかったことになる。よってこの点に加えて、宗叡が実恵、円珍から受法した時期をそれぞれ承和十四年（八四七）以前、貞観四年（八六二）とすることが動かないのなら、宗叡が先達から受法した順番は実恵・円珍・真紹とならざるを得ないことになる。

比叡山での修行ののち、宗叡は「苦行」を実践するため越前国白山での山林修行へと移る。その時期を吉田は【史料1】の文脈から実恵からの受法以前とみなし、八四〇年代の半ばごろだったと推測している。²⁸しかし、白山での「苦行」は密教にともなう修行の一環ととらえられることからすると、それは実恵から金剛界を受学したあとの、八四〇年代後半以降のことだった可能性も想定できよう。そして白山を後にした宗叡は比叡山には戻らず、なぜか東寺に移住するのであるが、帰京した宗叡は【史料1】に少僧都真紹を訪ねて阿闍梨位灌頂を受けたとあり、【史料2】でも真紹に伝法印を受けたと記されている。ところで『東寺長者補任』²⁹によると、真紹は承和十四年十一月から東寺二長者に補任しており、白山修行から戻って東寺に移住した宗叡は、その時点で真紹に師事した必然性が高いと考える。【史料1】によると、宗叡はそののち皇太子惟仁親王に近侍したとあるが、「清和太上天皇儲式たるの初め」を「清和天皇が皇太子となった際」と理解してよければ、その時期は嘉祥三年（八五〇）ごろということになる。³⁰『日本三代実録』の清和太上天皇崩伝に「時に僧正真雅法師あり、降誕の初めより聖躬を侍護す。（中略）真雅遷化し、復僧正宗叡法師あり」とあるように、宗叡が皇太子の近辺に侍ったのは真言宗内部での継承であり、おそらく真言宗徒としての護持力を期待されたからであろう。

宗叡が真紹に師事したのは、彼が白山から戻って東寺に移住した直後だったという先の推測に蓋然性があるなら、実恵からの受法や白山修行、真紹からの受法、皇太子への近侍という一連の出来事はすべて八五〇年前後に集約することになり、ひとり円珍からの受法のみが一〇年ほど遅れることになる。吉田が疑問に思ったように、【史料1】の⑥が白山修行の前にあるのは時系列的におかしく、真紹からの受法はやはり円珍からの受法の前に持つてくるべきではなからうか。となると、なぜ円珍は【史料2】で真紹からの受法を自身のあとと記したのが問題となるが、どうやら円珍は宗叡の能力を高く評価し、自分からの修学をことさら強調しなかった形跡があるのだが、この点については後述したい。

三. 宗叡の称号

ところで宗叡については、さまざまな称号（通称）で呼ばれたことが各種史料からわかる。すなわち「五家伝」や『日本高僧伝要文抄』³²では「禅林寺僧正」、「寺門伝記補録」第一〇所収「智証大師略譜」³³や「寺門伝記補録」第一七所収「僧伝目録」³⁴では「円覚寺僧正」「後入唐」、「東寺長者補任」³⁵では「後入唐僧正」、「円覚寺僧正」、「東寺長者并高野檢校等次第」³⁶では「禅林寺僧正」、「円覚寺」「後入唐」、「元亨釈書」³⁷では「禅林寺宗叡」のごとくである。以下では、宗叡がどのように呼称された背景について、探っていくことにする。

(i) 禅林寺僧正

【史料4】『日本三代実録』貞観五年（八六三）九月六日乙未条

山城国愛宕郡の道場一院を以て定額に預からしめ、名を禅林寺と賜ふ。是れより先、律師伝灯大法師位真紹の申牒に倂はく、「昔忝かたじけなくも愚朦貧道の質を以て、厚く承和の聖主の恩を蒙り、慙愧の至りに任たへず。涓塵の効を致さむと思ひ、行住坐臥、いまだ曾て廢忘せず。此の時に当たりて、至心發願し、聖皇の奉為に、毘盧遮那仏及び四方の仏像を造り奉りて、聖恩に報い奉り、国家を護持せむとす。而れども毎事に闕短し、資具いまだ備はらず。唯材木を採りて、いまだ鏤刻を始めず。爰に齊衡元年に逮びて、河内国観心山寺に於いて僅かに造り奉り、三年の間、その功既に畢はんぬ。竊かに慮んみるに、山中の寂寞、住持久しくし難く、後代に至りては、恐らくは頽毀することあらむ。事須らく近く京華の辺垂に移して、後代の修治に易からしむべし。爰に故従五位下藤原朝臣関雄が東山の家を買ひ、即便ち寺家となして、一堂を造立し、五仏を安置す。夫れ僧の俗家を買ふは、律令の制する所、私に道場を立つるは、格式の禁ずる所なり。此の禁制を犯して、彼の道場を立つるは、是れ敢へて法禁に押れ、故に罪名を招くに非ず。誠に先帝の鴻恩に報い、区々の至願を果たさむと欲すればなり。夫れ普天の下に、王地ならざるは莫く、所作の功德は、皆悉く国王・大臣に資す。此れ則ち聖教の明らかにする所にして、凡愚の私造に非ず。請ふらくは、これを定額に預からしめて、名づけて禅林寺となし、永く真言法門の秘要を伝へ、師資相伝へて、不朽に存せむ」と。詔してこれを許す。

【史料5】「権少僧都真紹付属状」〔平安遺文〕一五五³⁸

付属し奉る寺の事

合せて式箇院 就中

- 一 観心寺は、本是れ山野なり。而るに先師、去ぬる天長四年より起首して、切除夷壇して建立する所なり。堂舎并せて資財等の員は別巻に在り。
- 一 禅林寺は、去ぬる仁寿三年十月を以て、藤原関雄朝臣の宅を買い取りて、これを建立す。相継いで、去ぬる貞観五年を以て、勅を経て定額寺となる。堂舎并せて資財等の員は別巻に在り。

右二箇の寺、頃年ム甲勞撰する所なり。而るに年齢老衰して、臨終の期今幾ばくなるを知らず。茲に因りて、宗叡大徳に付属し奉る。大徳の末は、則ち門徒の中にその人を簡択して付属するのみ(寺式は別に在り。)仍りて状を勅して付し奉ること件の如し。

貞観十年正月廿三日

権小僧都法眼和上位「真紹」

禅林寺は真紹が開いた寺院で、【史料4】には仁明天皇(「承和聖主」)の聖恩に報いるとともに国家を護持するため、斉衡元年(八五四)に河内国観心山寺³⁹において毘盧遮那仏と四方の仏像を造ったが、「山中がもの寂しくて、長く仏法を護持するのがむずかしく、後代においては頼れ壞れてしまう恐れがある」ので平安京の近辺に移すことを企て、故藤原関雄(藤原真夏の第五子)の東山の旧宅を購入して寺とし、五仏を安置したのがはじまりとする⁴⁰。ただし【史料5】によると、藤原関雄の宅を購入したのは仁寿三年(八五三)十月のことで、貞観五年



(八六三) 九月に真紹の申請によって定額寺になったとあることからすれば、実際には真紹が藤原関雄の宅を購入した方が早く、その翌年に観心山寺で五仏の造像がはじまったことになる。⁴¹

さて、宗叡を「禅林寺僧正」と呼ぶのは、【史料5】に「宗叡大徳に付属し奉る」とあるように、貞観十年(八六八)正月に真紹から禅林寺を譲られたこと、⁴²【史料1】に「年七十六にして、禅林寺に終はる」とあるごとく、宗叡の終焉も当寺だったことによるのだろう。なお宗叡は、「太上天皇の幼少に御座しし時より、護持し仕へ奉る事もあり。今も亦怠らず仕へ奉るに依」り、元慶三年(八七九)十月に権少僧都から僧正に任命されている。⁴³

(ii) 円覚寺僧正

【史料6】『日本三代実録』元慶四年(八八〇)十一月二十五日乙亥条(抄出)

是れより先、太上天皇聖体不予なり。是の日、棲霞觀より遷りて、円覚寺に御す。詔して左大臣源朝臣融の家令正六位上伴宿祢枝雄に従五位下を授く。棲霞觀は、左大臣の山庄なり。故此の賞あるなり。円覚寺は、右大臣の粟田の山庄なり。

【史料7】『日本三代実録』元慶三年(八七九)五月八日丁酉条(抄出)

右大臣家令正六位上菅原朝臣永津に外従五位下を授く。永津檢校して粟田の山庄を造る。仍りて此の授あり。是の夜、太上天皇落飾入道す。時に、権少僧都法眼和高位宗叡侍る。

【史料8】『日本三代実録』元慶四年(八八〇)十二月四日癸未条(抄出)

是の日、申の二刻、太上天皇、円覚寺に崩す。時に春秋卅一。……真雅遷化し、復僧正宗叡法師あり、唐に入りて法を求め、真言を受得す。天皇に勧め奉りて、香火の因を結ぶ。皇位を遜りてより、清和院に御し、念を苦空に歸して、心を菩提に発す。朝夕の膳には、菜蔬御に在り。妍状豊姿には、顔色を賜はず。嬖私寵引、斯れよりして断ち、遂に山庄に御して、落飾入道す。是の時、僧正宗叡侍る。山庄は即ち是れ円覚寺なり。

【史料9】『寺門伝記補録』第一七所収「僧伝目録」円覚寺僧正(抄出)⁴⁴

師諱は宗叡、姓は池上氏。左京の人。真紹僧都(禅林寺開基。東寺一長者。)の弟子。水尾法皇御戒師なり。貞観四年正月二十日、

園城寺金堂に於いて、智証大師を礼して阿闍梨位灌頂を受く。今年入唐請益す。後に後入唐と号す。元慶八年三月二十六日、禪林寺に取減す。年七十有六。

円覚寺は【史料6】から、病を得た清和太上天皇が棲霞観（左大臣源融の山荘、現清涼寺）から移住したところで、「右大臣（藤原基経）の粟田の山荘」を寺とした場所だったことがわかる。【史料7】には右大臣家令の菅原永津が外従五位下を授けられたとあり、その理由は彼が「粟田の山荘を造」ったからとあるが、あるいはそれは山荘を寺院に建て替える造作だったのかもしれない。円覚寺は、元慶三年（八七九）五月に清和院から粟田院（藤原基経の山荘）に遷居した清和太上天皇が出家をした場所【史料7】であり、また没した場所（【史料8】）でもあった。なお円覚寺は、元慶五年（八八一）三月に官寺となり、四月には愛宕郡八条野尻里の空閑地五段を円覚寺に充て、七月には白米一百斛、黒米一百斛を円覚寺に送り、造仏・造寺等の料に充当している。仁和二年（八八六）六月には安祥寺の例に倣い、清和院の稲一千束の直新錢廿貫文を山城国司に付し、毎年出挙して息利を請い、それを長明灯料に充てているが、円覚寺には建物が南北に二堂あり、一〇人の僧侶に齋飯を供給していた。⁴⁹

以上、創建期の円覚寺について概略を述べてきた。これ以降についても、史料的にはまだ若干追えるのであるが、紙幅の関係もあるので、ここでは割愛に従いたい。そして円覚寺と宗叡との関係については、元慶三年五月に清和太上天皇が円覚寺で落飾入道した際、かたわらに侍り（【史料7・8】）、その受戒師となっている（【史料9】）ことが前掲史料から確認できる。おそらく宗叡は、そのように清和太上天皇との関係が非常に強かったため、後世「円覚寺僧正」と呼ばれたものと思われる。

(iii) 後入唐僧正

【史料10】『寺門伝記補録』第一〇所収「智証大師略譜」⁵⁰（抄出）

前入唐尋教、大師入唐帰朝已後、宗叡阿闍梨繼いで入唐す。仍りて大師を前入唐と称するか。三代実録四十五に曰はく、「貞観四年高岳親王法名真如西唐に入る。宗叡請ひて渡海に従ふ」と。勸請脈譜に曰はく、「円覚寺僧正宗叡、後入唐と号す」と云々。

【史料11】『覚禅抄』第五・明王部、愛染下⁵¹（抄出）

また像禪林

(画像略)

右の尊形は、後入唐の請来なり。(理趣経万荼羅の中にこれ在り。) また大師の御筆これに同じ。但し頸は直なり。これを以て異となす。仍りて別に図かず。

【史料10】には円珍(「大師」)の帰朝後、宗叡がそのあとを継いで入唐したので、円珍を「前入唐」と称するのだろうかと思われている。この説明によれば、宗叡の「後入唐」という称号がまずあり、そこから円珍の「前入唐」という称号が生じたようにも解釈することができる。かかる認識の前提には、前述したように円珍と宗叡との間には師資関係が存在したことが指摘できるのだが、実は宗叡を「後入唐」と称するのは寺門系の天台宗徒だけではなく、本節のはじめに述べたように、東寺系の関連史料である「東寺長者補任」や「東寺長者并高野檢校等次第」も同様であり、また東密系の仏教書である『覚禪抄』にみえる、宗叡請来の理趣経曼荼羅についての説明文(【史料11】)にも「禪林」や「後入唐」という記載がある。⁵² この場合、東寺関係では空海が前、宗叡が後という認識が存在したことになるが、当初比叡山に登り、またのちには円珍からも両部大法を受法したとはいえ、入唐時の宗叡はすでに真言宗に移っていたことからすれば、宗叡の「後入唐」という称号は、真言宗とくに東寺系からはじまったと考えるのが妥当かもしれない。

【史料12】『本朝台祖撰述密部書目』東密書(抄出)⁵³

後入唐伝宗叡 胎藏次第二同 真言疑目同

【史料13】『東宝記』第一仏宝上、食堂⁵⁴(抄出)

安西城毘沙門の事

件の城の行道、八ヶ日と云々。而るに玄宗皇帝の代、異敵犯するの由、国解檢議せらるると云ふ。事近々なれど、道遠遠なり。爰に近臣申して云はく、「梵僧不空に迎せ合ふべし」と。即ちこれを召す。皇帝香呂を執り、香呂毘沙門に供し、將に神兵を遣はさむとす。即ち独捷太子これに現れ、供物を備へて彼方に発遣す。是れその年の二月十一日なり。件の日、彼の城の東北の角に神兵、并せて丈余の毘沙門現る。国解相合す。件の像を以て、(安西城カ)毘沙門と号すなり。具に不空訳す所の毘沙門経の序文の如し。後入唐録これあり。或る本に一行トアリ。是れ誤りか。東寺の毘沙門は此の本なりと云々。秘説あり朴木と云々。

宗叡の著作物としては、【史料12】にみえるように「後入唐伝」「胎藏次第」「真言疑目」などが知られている（ここにも「東密書」とある）。ところで「後入唐伝」については、東寺の寺誌である『東宝記』（史料13）の「安西城毘沙門の事」にみえる「後入唐録」と同じもので、これには安西城毘沙門説話⁵⁵のみならず、在唐中に宗叡が実見した楼上毘沙門天についての印象や見聞などが記されていたかもしれないと考えられている。⁵⁶ある史料には「後入唐伝」、ある史料には「後入唐録」と、若干表記が異なるものの、両者は同じとする見解が正しいのであれば、宗叡（後入唐）の著作に「伝」をつけるのは少々違和感があり、ともに後世の呼称ではあるが、「後入唐録」の方が本来の書名だったかもしれない。

ともかく宗叡は、真言宗とくに東寺関係者から空海の次に入唐したものと認識され、「後入唐」あるいは「後入唐僧正」と呼称されたのだろう。真言宗関係としては、空海のとに入唐したものとして靈巖寺円行がいるが、彼は難破で渡海をはたせなかった真済・真然の代わりとして、空海亡きあとの真言宗徒をまとめていた実恵がやや強引に請益僧に推挙した人物であり、密教の理解度は認められるものの、帰国後に教団中枢で活躍できる場はほとんど用意されていなかった。⁵⁷かかる事情は宗叡を同様に「後入唐」と記した寺門系天台宗でも似かよっており、円珍以降に入唐した自派出身の僧侶がいなかったため、円珍との師資関係やその能力を評価して、あえて真言宗に移っていた宗叡を「後入唐」と称したのではないかと考えたい。

むすびにかえて

以上、入唐する以前の宗叡の前半生について、先学の研究に導かれながら検討してきた。ここでその考察結果をまとめることは控えるが、最後に宗叡の修学がなぜ紆余曲折したものだったかについて、考えてみたいと思う。この点について吉田は、この時代は後世のような強い宗派観念がまだ確立されていなかったが、それでもこれは転身といわなければならないととらえ、その要因のひとつに宗叡の「密教に対する強い関心」があったとみなしている。⁵⁸その大枠については首肯したいが、宗叡の「転身」を初期の天台教団がかかえていた天台業年分度者の下山や法相宗による相奪が多発した問題と同列にあつかうことは、時期的にもその理由からしても別儀と考

えるべきだろう。宗叡が密教を学んでいたのは、日本に密教が本格的に紹介されて間もない草創期にあたり、みなが試行錯誤していた時期だった。その傾向はとくに、密教を深く学ぼうとしていたものたちにとつては顕著で、宗叡もそのひとりにすぎなかったのである。詳細は別稿に譲るが、宗叡の入唐求法巡礼は円仁・円珍の「経験」に倣ったものだった。宗叡が円珍のもとを尋ねたのも、定期的に宗叡が真如に随って入唐を志してからだったと考ええると、円珍からの受学のみが一〇年離れていることの辻褃があう。宗叡が目的遂行のため別派である円珍の門をたたいた行為は称賛に値するし、それを何ごともなく受け入れた円珍の度量の大きさにも敬服する。【史料2】にあるように、たとえのちに円珍が「自分を呪った」と宗叡を非難したとしても、頭を垂れて教えを請うてきた宗叡を門前払いにせず、そればかりか「胎蔵・悉地の両部法」を授け、その時期を真紹からの受学以前と改竄してまで宗叡との師資関係を強調しようとした円珍に、狭量な排他性は微塵も感じられない。おそらくその前提には、入唐求法が自分の命をかけた危険な行為であることを経験的に認識し、それを決意した人物に対する敬意と期待が円珍の心情に生じていたからにちがいないだろう。

註

- 1 九世紀前半に海を渡り、唐で密教を学んで日本にもたらした八人の僧侶、すなわち最澄・空海・常暁・円行・円仁・恵運・円珍・宗叡を指す。
- 2 俗名を高岳（高丘）親王といい、平城天皇の第三皇子で、母を伊勢継子という。大同四年（八〇九）四月に皇太子となるが、翌年九月の平城上皇の変によって廢太子となり、出家して真如と号した。貞觀四年（八六二）九月に遠値嘉島より渡海して明州石丹奥に着岸し、長安で密教を学ぶもあきたらず、西天竺への渡航を企てたが、その途上で客死した。真如については、田島公「真如（高丘）親王一行の「入唐」の旅―「頭陀親王入唐略記」を読む―」（『歴史と地理』五〇二、一九九七年）や佐伯有清『高丘親王入唐記』（吉川弘文館、二〇〇二年）に詳しい。
- 3 「延暦二十五年正月二十六日付太政官符」（『類聚三代格』卷二、年分度者事所収）、および『天台法華宗年分縁起』（『伝教大師全集』卷一所収、世界聖典刊行協会、一九八九年復刻）、『顕戒論縁起』卷上（『同右書』所収）。
- 4 「承和二年正月二十三日付太政官符」（『類聚三代格』卷二、年分度者事所収）、および藤原敦光撰・撰者不詳・行遍撰・勝賢撰『弘法大師行化記』（『弘法

大師伝全集』第二卷所収、ピタカ、一九三五年初版、一九七七年復刻)。

5 以下では、新訂増補国史大系『日本三代実録』(吉川弘文館、一九六六年)を用いる。なお、若干の文字の異同はあるが、『扶桑略記』元慶八年三月廿六日丁亥条(新訂増補国史大系『扶桑略記・帝王編年記』所収、吉川弘文館、一九六五年)にもほぼ同文の記事を載せている。

6 以下では、佐藤長門編『遣唐使と入唐僧の研究 附校訂『入唐五家伝』』(高志書院、二〇一五年)所収の「禅林寺僧正伝」を用いる。

7 川尻秋生「入唐僧宗叡と請来典籍の行方」(『早稲田大学會津八一記念博物館研究紀要』一三、二〇一二年)。

8 維摩居士は音写で「維摩詰」ともいうので、『日本三代実録』はそれに引きずられて「維摩詰石」と誤記した可能性も考えられる。なおこの点については、岡野浩二氏のご教示を得た。

9 池上氏は、『続日本紀』天平宝字二年(七五八)二月辛亥(九日)条および十二月癸丑(十五日)条で「池上真人」を賜った広野王からはじまる氏族で、『新撰姓氏録』左京皇別には大原真人と同祖とあり、敏達天皇の孫百濟王の後裔であった。なお『元亨釈書』卷第三所収「禅林寺宗睿伝」(新訂増補国史大系『日本高僧伝要文抄・元亨釈書』所収、吉川弘文館、一九六六年、および『大日本仏教全書』一〇一「日本高僧伝要文抄・日本高僧伝指示抄・三國仏法伝通縁起・元亨釈書・南都高僧伝」所収、大法輪閣、二〇〇七年)には「池氏」とあり、「伝法灌頂血脉譜」(『園城寺文書』第七巻教学・教義所収、園城寺、二〇〇四年)には「俗姓紀氏」とみえる。

10 『大日本仏教全書』一〇二「本朝高僧伝第二」所収(大法輪閣、二〇〇七年)。

11 『弘法大師伝全集』第一〇所収(ピタカ、一九三五年初版、一九七七年復刻)。

12 『弘法大師伝全集』第一〇所収(前掲註11書)。

13 『続日本後紀』承和二年(八三五)三月庚午(二十五日)条。

14 『天台宗延暦寺座主円珍伝』なお以下では、佐伯有清『智証大師伝の研究』第六章(吉川弘文館、一九八九年)に収録されたものを使用する。

15 吉田一彦「宗叡の白山入山をめぐって―九世紀における神仏習合の進展(一)―」(『佛教史研究』五〇、二〇一二年)が紹介しているように、広岡寺は『東大寺要録』末寺章第九(国書刊行会、一九七一年)に「普光寺 また広岡寺と云ふ／右の寺は大和国添上郡に在り。平城後太上天皇の奉^{おほんめ}為に、天平勝宝五年八月廿日を以て、正二位広岡夫人建立する所なり。天平宝字四年三月六日を以て、定額寺に入れり」とあり、天平勝宝五年(七五三)八月に聖武太

上天皇（平城後太上天皇）のために橘古那可智（広岡夫人）が建立した、大和国添上郡広岡（現奈良市法蓮町）に所在した寺院（現存せず）である。

- 16 『大日本仏教全書』二二八「批記集」所収（大法輪閣、二〇〇七年）。なお「灌頂儀軌批記」奥書裏書は、「批記集」（『大日本史料』第一編之一、寛平三年十月二十九日条所引、七五一頁）にもみえるが、佐伯有清『智証大師伝の研究』第四章（吉川弘文館、一九八九年）などではこれを『阿闍梨大曼荼羅灌頂儀軌』と表記している。

- 17 『大日本仏教全書』一一三「遊方伝叢書第二」所収（大法輪閣、二〇〇七年）。なお「唐房行履録」と同文は、「智証大師年譜」（『大日本史料』第一編之一、寛平三年十月二十九日条所引、六一五頁）にもみえる。

- 18 【史料1】の「両部大法」を、増補六国史『日本三代実録』の頭注は「金剛界胎藏界両部の大法を云」と記している。

- 19 佐藤長門編『遣唐使と唐僧の研究 附校訂「入唐五家伝」』所収「禪林寺僧正伝」（前掲註6書）の脚注19には、「高岳親王の入唐年については、貞観二年説（『本朝皇胤紹運録』・同三年説（『頭陀親王入唐略記』・同四年説（『真如親王入唐略記』、『日本三代実録』元慶五年十月十三日戊子条）などがあるとあるが、「真如親王入唐略記」には「貞観三年、入唐、法名真如」とあり、「頭陀親王入唐略記」には「貞観」四年五月、造船已了、時到鴻臚館、七月中旬、率宗叡和尚、〈中略〉駕船離鴻臚館、赴遠直嘉嶋」とあるので、脚注の貞観三年説には「真如親王入唐略記」を、同四年説には「頭陀親王入唐略記」を記すべきである。また『日本三代実録』元慶五年十月十三日戊子条に「四年奏請、擬入西唐」云々とある箇所は、頭注に「捫略記補」とあるように『扶桑略記』で補った部分であり、『日本三代実録』ではなく『扶桑略記』を引用するか、または『日本三代実録』を引用する場合でも【史料1】の元慶八年三月二十六日丁亥条を引用すべきであった。

- 20 高見寛恭「入唐八家の密教相承について（三）」（『密教文化』一一三〇、一九八〇年）。

- 21 高見寛恭「入唐八家の密教相承について（三）」（前掲註20論文）。

- 22 『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝記補録」所収（大法輪閣、二〇〇七年）。

- 23 『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝記補録」所収（前掲註22書）。

- 24 『大日本仏教全書』二二八「智証大師全集第四」所収（大法輪閣、二〇〇七年）。

- 25 佐伯有清『智証大師伝の研究』第四章（前掲註14書）。なお『寺門伝記補録』第一七所収「僧伝目録」（『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝

「記補録」所収、前掲註22書、後掲【史料9】も、智証大師から阿闍梨位灌頂を受けた日付を貞観四年正月二十日とする。

- 26 吉田一彦「宗叡の白山入山をめぐって―九世紀における神仏習合の進展（一）―」（前掲註15論文）。なお吉田は、佐伯が掲げた園城寺の記録類にみえる貞観四年正月二十日という年次について、それらの伝承がいつの時代までさかのぼるのか明らかではないが、それが歴史的事実を伝えている可能性はあるだろうとしている。

- 27 『弘法大師弟子伝』巻下所収「洛東禪林寺開山真紹僧都伝」（前掲註11書）に「真雅言はく、実患の嗣法なりと。また資に宗叡あり、阿闍梨位を受くることを³聞く」とあり、『弘法大師弟子譜』巻三所収「洛東禪林寺開基真紹僧都伝」（前掲註12書）にも「智燈曰はく、師に実患あり、資には宗叡あり」とみえる。

- 28 吉田一彦「宗叡の白山入山をめぐって―九世紀における神仏習合の進展（二）―」（前掲註15論文）。

- 29 京都大学附属図書館蔵平松文庫所収『東寺長者補任』2巻（京都大学貴重資料デジタルアーカイブ）、『群書類従』第四輯・補任部所収（統群書類従完成会、一九九一年訂正三版）など。

- 30 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）十一月戊戌（二十五日）条、『日本三代実録』清和天皇即位前記。

- 31 『日本三代実録』元慶四年（八八〇）十二月四日癸未条。

- 32 『大日本仏教全書』一〇一「日本高僧伝要文抄・日本高僧伝指示抄・三國仏法伝通縁起・元亨釈書・南都高僧伝」（前掲註9書）。

- 33 『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝記補録」所収（前掲註22書）。

- 34 『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝記補録」所収（前掲註22書）。

- 35 『群書類従』第四輯・補任部所収（前掲註29書）。

- 36 『統群書類従』第四輯下・補任部所収（統群書類従完成会、一九五八年訂正三版）。

- 37 『大日本仏教全書』一〇一「日本高僧伝要文抄・日本高僧伝指示抄・三國仏法伝通縁起・元亨釈書・南都高僧伝」（前掲註9書）。

- 38 この史料は『日本彫刻史基礎資料集成』平安時代、重要作品篇3（中央公論美術出版、一九七七年）にも収録され、また『弘法大師諸弟子全集』巻中（大
- 学堂書店、一九四二年初版、一九七四年復刻）や『弘法大師伝全集』第一〇（前掲註11書）にも「禪林寺遺制記」の名で収載されている。さらに『河内

- 長野市史』第四卷史料編一（河内長野市役所、一九七二年）や川尻秋生「観心寺縁起資財帳の作成目的」（『日本古代の格と資財帳』所収、吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九八七年）にも収録・引用されているが、両者とも「右二箇寺頃年ム甲所勞撰也」の「ム」を翻刻していない。しかし「ム甲」は「某甲」のことを指し、「だれそれ」や「なにがし」「それがし」の意味で、この場合は自称の「それがし」を意味しており、「ム」と表記しているのはそれが「某」の呉音「む」に引きつけられたためと考えられる。なおこの史料の画像は、「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」に「禅林寺古文書」の名で公開されており、明確に「ム甲」と記されている。右の画像公開システムについては、宮内庁書陵部の高田義人氏のご教示を得た。
- 39 観心寺については、小山田和夫「禅林寺創建と真紹」（『古代文化』三四一八、一九八二年）および川尻秋生「観心寺縁起資財帳の作成目的」（前掲註38論文）、佐藤全敏「観心寺如意輪観音像再考」（『美術研究』四一三、二〇一四年）などを参照。なお【史料4】で「観心山寺」と記されているのは、当時の公認以前の寺院は地名などを付して「某堂」「某山寺」と呼ばれていたことによる（中井真孝「定額寺制の原義」（『日本古代仏教制度史の研究』所収、法蔵館、一九九一年、初出は一九七六年）など）。
- 40 禅林寺の創建については、小山田和夫「禅林寺創建と真紹」（前掲註39論文）に詳しい。なお、禅林寺側の著作としては、稲村修道編『禅林寺誌』（宝蔵館、一九一三年）、五十嵐隆明『京都永観堂禅林寺史』（宝蔵館、二〇一八年）などがある。
- 41 小山田和夫「禅林寺創建と真紹」（前掲註39論文）。
- 42 「禅林観心両寺座主職相承次第」（東寺百合文書WEB、京都府京都市学・歴史館）にも「貞観十年正月廿三日、ニヶ寺（禅林・観心）を以て宗叡に付すとみえる。
- 43 『日本三代実録』元慶三年（八七九）十月二十三日己卯条。
- 44 『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝記補録」所収、前掲註22書）。
- 45 『日本三代実録』元慶三年（八七九）五月四日癸巳条。
- 46 『日本三代実録』元慶五年（八八一）三月十三日辛酉条。
- 47 『日本三代実録』元慶五年四月三日庚辰条。
- 48 『日本三代実録』元慶五年七月廿二日戊辰条。

- 49 『日本三代実録』仁和二年（八八六）六月廿日戊辰条。なお、「延喜主税上式」諸国本稻条、山城国正税には「国分寺料一万五千束、嘉祥寺料一千七百卅六束四把」などとともに、「円覚寺料一千束」とある。
- 50 『大日本仏教全書』一二七「園城寺伝記・寺門伝記補録」所収（前掲註22書）。
- 51 『大日本仏教全書』四九「覚禪抄第五」所収（大法輪閣、二〇〇七年）。
- 52 頼富本宏「宗叡請来の密教図像―特に理趣経曼荼羅を中心として―」（『密教大系第十一卷 密教の美術Ⅱ』所収、宝蔵館、一九九四年、初出は一九九〇年）、鍵和田聖子「禅林寺宗叡請来資料の後代への影響―理趣経十八会曼荼羅と『理趣経秘要抄』を中心に―」（『印度學佛教學研究』六六一―二、二〇一八年）など。
- 53 『大日本仏教全書』二「仏教書籍目録第二」所収（大法輪閣、二〇〇七年）。
- 54 『国宝東宝記原本影印』巻一（東京美術、一九八二年）。なお『東宝記』の刊本としては、『続々群書類従』第十二宗教部所収本（続群書類従完成会、一九七〇年）などがあるが、若干字句の異同がみられる。
- 55 不空訳『毘沙門儀軌』に記された説話で、唐・玄宗の天宝元年（七四二）に安西都護府（西州、現トルファン）が敵に包囲されたとの報に接した玄宗が不空の献言で毘沙門天に祈ると、安西城に毘沙門天と眷属があらわれて危機を救ったというもの。
- 56 高橋昌明「羅城門の兜跋毘沙門天」（『立命館文学』五二一、一九九一年）。なお、東寺の毘沙門像（いわゆる兜率毘沙門像）の研究史については、岡田健「東寺毘沙門天像―羅城門安置説と造立年代に関する考察―（上）」（『美術研究』三七〇、一九九八年）に詳しい。
- 57 円行については、拙稿「入唐僧円行に関する基礎的考察」（前掲註6書所収、初出は一九九四年）参照。
- 58 吉田一彦「宗叡の白山入山をめぐる―九世紀における神仏習合の進展（一）―」（前掲註15論文）。
- 59 仲尾俊博「天台業と十住心判」（『日本初期天台の研究』所収、永田文昌堂、一九七三年）、藪田香融「最澄とその思想」（『日本古代仏教の伝来と受容』所収、塙書房、二〇一六年、初出は一九七四年）、木内堯央「天台開宗と密教」（『天台密教の形成 日本天台思想史研究』所収、溪水社、一九八四年）など。